

## 会費規定

### 第1条(目的)

この規定は、一般社団法人未来の先生フォーラム(以下、「本会」という。)における、賛助会員及び個人会員の本会の入会金および会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条(入会金)

1. 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1)賛助会員 なし

(2)個人会員 なし

### 第3条(年会費)

1. 本会の年会費は、1口5万円を1口以上とし、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1)賛助会員 年5万円

(2)個人会員 年1万2千円

2. 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。その場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### 第4条(納付)

正会員は毎年11月末日までに1年分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。

### 第5条(変更)

この規定は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

### 附則

この規定は、2021年12月1日から適用する。